

業務管理体制の整備 Q&A（平成31年3月版）

<よくある質問事項>

Q1 業務管理体制の整備とは

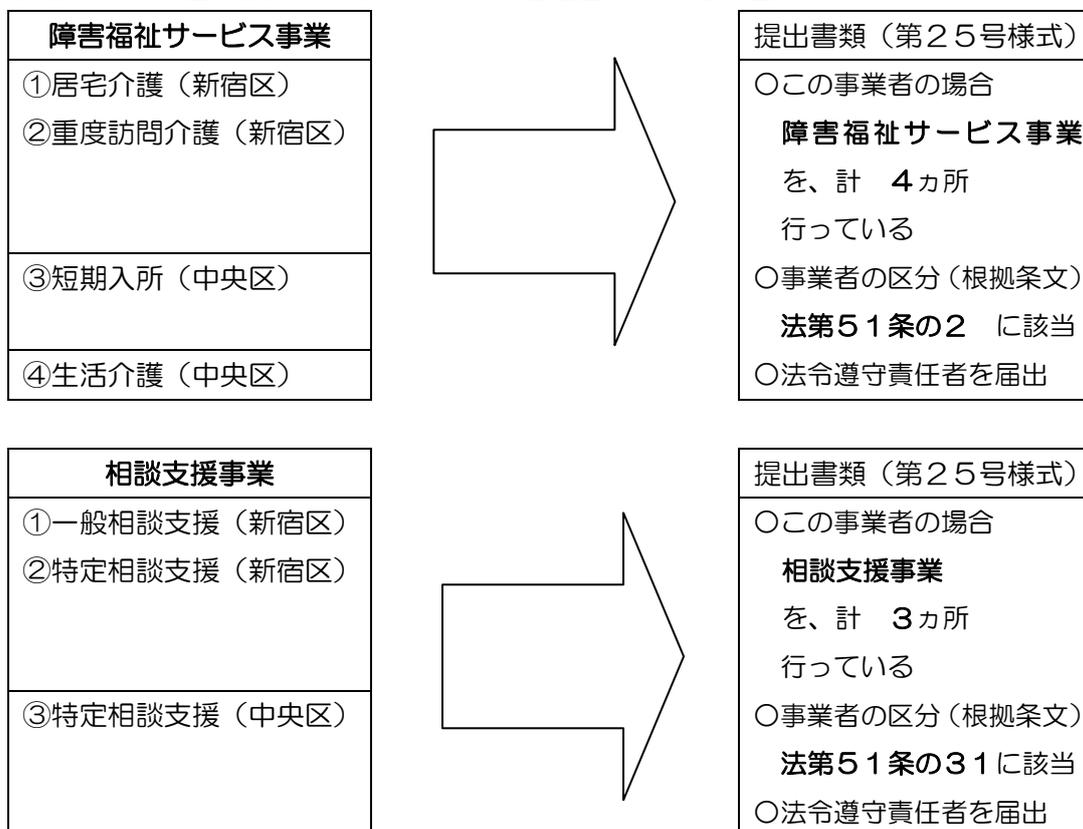
A1 平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。（届出のしおりP2抜粋）

Q2 新宿区と中央区で複数の事業所を開業しているがそれぞれ届出が必要か

A2 届出は、指定を受けている**施設の申請（開設）者である事業者（法人）ごと**に行います。なお、届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の**根拠条文ごと**に行う必要があります。

（参考）1事業者（法人）が複数の事業所を運営している場合



※ 上記事業者は、第25号様式を障害福祉サービス事業で1通、相談支援事業で1通、届出が必要です。

児童福祉法においても同様。ただし事業者の区分（根拠条文）は3つに分かれ、第15号様式となる。

- ・ 障害児通所支援事業（法第21条の5の26）
- ・ 障害児入所施設等（法第24条の19の2）
- ・ 障害児相談支援事業（法第24条の38）

Q3 すべての事業者が法令遵守規程の作成と監査役を立てる必要があるのか

A3 すべての事業者ではありません。

A2 で数えた事業数に応じて、法令遵守規程や監査役等の整備が必要になります。

（届出のしおり P3 参照）

事業数が20カ所未満 ⇒ 法令遵守責任者の届出

事業数が20カ所以上100カ所未満 ⇒ 法令遵守責任者、法令遵守規程の届出

事業数が100カ所以上 ⇒ 法令遵守責任者、法令遵守規程、監査方法の届出

Q4 法令遵守責任者に要件はあるのか、また一事業所の管理者でもよいのか

A4 要件はありません。しかし、事業者（法人）が事業を法に基づいて行う上で少なくとも障害者総合支援法及び児童福祉法並びに各法に基づく命令の内容に精通した方を想定しています。

一事業所の管理者等ではなく、法人内事業（A6 に該当するもの）全般をご理解している方が望ましく、代表者自身が法令遵守責任者になっていただいてもかまいません。

（届出のしおり P12 抜粋）

Q5 事業を休止している場合も届出が必要か

A5 休止中の事業所がある事業者（法人）についても再開見込みの有無に係らず届出が必要です。

Q6 地域生活支援事業の移動支援も行っているが、届出に含まれるのか

A6 地域生活支援事業は含まれません。

届出が必要になるのは下記の障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文に規定された事業を行う事業者（法人）です。（届出のしおり P2 参照）

【障害者総合支援法の根拠条文】

法第51条の2：指定障害福祉サービス事業及び指定障害者支援施設等の設置者

法第51条の31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法の根拠条文】

法第21条の5の26：指定障害児通所支援事業者等

法第24条の19の2：指定障害児入所施設等の設置者

法第24条の38：指定障害児相談支援事業者

Q7 業務管理体制の届出についての担当窓口はどこか

A7 法令ごとに窓口が異なりますのでご注意ください。

○障害者総合支援法に基づく届出

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当

TEL：03-5320-4325

FAX：03-5388-1413

○児童福祉法に基づく届出

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課 児童福祉施設担当

TEL：03-5320-4374

FAX：03-5388-1407

Q8 届出をしなかった場合はどうなるか

A8 業務管理体制の整備は法に基づいた義務規定ですので、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて事業を行う場合には必ず届出が必要です。

万が一、実地検査等で届出していないことが発覚した場合は監査指摘事項の対象となりますのでご注意ください。

Q9 他県でも事業を行っているが届出はどこに出すのか

A9 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者(法人)の届出先は下記のとおりです。

【厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL03-5253-1111（内線3009）

FAX03-3502-0892